

江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、平成28年7月22日午後1時30分より市民文化会館2階特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

出席委員

- | | |
|----------|---------|
| 1 古田みちよ | 2 杉本俊人 |
| 4 丹羽昭彦 | 5 藤岡和俊 |
| 6 野呂浩伸 | 7 大脇敏彦 |
| 8 中西孝明 | 9 宮地友治 |
| 10 伊藤十代司 | 11 小沢捨雄 |
| 12 堀場厚男 | 13 鶴見道秋 |
| 14 稲山久男 | 15 永井弘海 |
| 16 鈴木 孝 | 17 掛布吉根 |
| 18 沢田正隆 | 19 岩井孝之 |

開 会 午後1時30分

会長（古田みちよ）議長席に着き、出席者18名を確認し会議の成立を告げる本日の議事録署名者に9番宮地委員、14番稲山委員を指名し議事に入る。

議長（会長） あいさつ。

それでは、只今より、農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は18名です。これにより在任委員の過半数の出席を満たしております。従いまして本会議は成立いたします。

日程第1、本日の議事録署名者は、9番宮地委員、14番稲山委員にお願いします。

続きまして、日程第2、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

2ページをお願いします。受付番号10番から14番までの5件の申請で、権利の種類としましては、10番・12番は使用貸借権の設定、11番・13番・14番は所有権移転の案件でございます。

2ページ受付番号10番の申請事由としまして、貸し人は高齢及び手間不足により耕作困難のため、借り人が農地を借り受け、一層農業に精進するものです。耕作面積は現在無く、2,301㎡の使用貸借権を設定し、新たに耕作するものです。

今回申請の借り受け人は、「新規就農者の農地取得についての許可基準」に該当いたしますので、地元農業委員の方々に事前面談を行っていただいた案件でございます。

受付番号11番申請事由としまして、譲り渡し人は手間不足により耕作困難なため、譲り受け人が自宅に近接した農地を譲り受け一層農業に精進するものです。耕作面積は現在2,669㎡で、新たに183㎡を譲り受け耕作するものです。

今回申請の借り受け人は、自己所有農地が1,000㎡に満たない方なので、「新規就農者の農地取得についての許可基準」による取り扱いとして、地元農業委員の方々に事前面談を行っていただいた案件でございます。

3ページ受付番号12番の申請事由としまして、貸し人は遠方で耕作困難な事と体力的に農業規模を縮小させるため、借り人が農地を借り受け、一層農業に精進するものです。耕作面積は現在492㎡で、1,520㎡の使用貸借権を設定し、新たに耕作するものです。

今回申請の借り受け人は、「新規就農者の農地取得についての許可基準」に該当いたしますので、地元農業委員の方々に事前面談を行っていただいた案件でございます。

受付番号13番の申請事由としまして、譲り渡し人は申請地が譲り受け人の居住地の近接地であるため、譲り受け人が農地を譲り受け農地集約を図る中で、一層農業に精進するものです。耕作面積は現在3,952㎡で、

246㎡を譲り受け、新たに耕作するものです。

4ページ受付番号14番の申請事由としまして、譲り渡し人は遠方で耕作困難なため、譲り受け人が農地を譲り受け、一層農業に精進するものです。耕作面積は現在3,437㎡で、323㎡を譲り受け、新たに耕作するものです。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、受付番号10番、12番の案件につきましては、新規就農の案件です。受付番号11番は農地を譲り受けるという案件です。事務取扱規程に従いまして、地域農業委員の方に事前に事情聴取を実施していただきました。また、受付番号13番、14番は地域農業委員に現地調査を実施していただきました。各委員からその状況を発表していただきます。

受付番号10番の案件につきましては、鈴木委員にお願いします。

鈴木委員

市役所にて面談を行いました。名古屋市守山区から通いながら北山町で農業研修を受けており、先日研修を終えたそうです。現在は一人で耕作していますが、将来的には奥さんの協力も得られるとのことでした。サラリーマン時代、農業に興味を持ったそうで、本人はやる気もありますし、今後もしっかりと耕作されると思います。

議 長

受付番号11番の案件につきましては、掛布委員にお願いします。

掛布委員

農業の他に造園業もやられていますが、そちらは縮小気味だそうです。所有農地は柿・梅・野菜を栽培しており、現地の状況を確認しましたが管理されており、問題ないと考えます。

議 長

受付番号12番の案件につきましては、鶴見委員にお願いします。

鶴見委員

申請者は幼少の頃から農業に携わっており、所有地を耕作しています。現在は建設業を営んでいますが、今後は奥さんの協力を得ながら農業にも力を入れていきたいとのこと。貸し人の一人は高齢で農業経営を縮小

させたいことから農業機械を借りることができ、今後の耕作について問題ないと考えます。

議 長

受付番号13番の案件につきましては、掛布委員にお願いします。

掛布委員

譲受人の自宅隣接地の農地ということで営農効率が良く、お互いの土地交換を目的とした申請となっています。

議 長

受付番号14番の案件につきましては、丹羽委員にお願いします。

丹羽委員

申請者は3,437㎡の農地を所有しており、家族の協力を得ながら営農するとのことですが、現地調査したところ、提出された営農計画と異なり、草生えの状態の所有地がいくつかありました。また、農業用機械も耕運機が1台のみであり、今回の申請地も草生えの状態であることから、今後の管理について心配しております。

議 長

それでは、今回の案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

永井委員

受付番号10番について、申請者の居住地は遠方ですが、どのようにして貸し人と知り合うことができたのですか。

事務局

申請者は、愛知県の研修機関である北山町にあります「なのはな畑」で農業研修を受けており、将来的に江南市で新規就農したいという意向がありました。更に今回の申請地周辺で就農したいという具体的な希望を挙げられたことから、市が申請地周辺の休耕地等を調査して、申請者と貸し人を引き合わせたという経緯になります。

杉本委員

受付番号14番について、丹羽委員より申請者の所有農地に草生えがあるとの報告がありましたが、事務局はその状況を知っていましたか。

事務局

所有農地の状況については、現地調査時に草生えであることを確認していましたが、提出書類が完備されていたため、農業委員会で審議をお願いすることになりました。

なお、作付けされていない件についての経緯経過が記載された誓約書を本人から頂いております。

稲山委員

誓約書の不履行があった場合はどうなりますか。

事務局

誓約書は法的義務を課するもの、また条件を付するものではありませんので、許可の取消は難しいと思われます。しかし、不履行があった場合、今後同様の申請が提出された時には、資質や信頼性に疑義があることから不許可相当になることが想定されます。

岩井委員

申請者の前回申請の際にも同様の話をしており、今後申請があった場合に所有農地の営農状況によっては、不許可相当になると審議しているはずで。

鈴木委員

過去の経緯を含めて、所有農地の状況から今回は不許可相当になるのではないのでしょうか。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、受付番号10番から13番は許可決定、受付番号14番は耕作すべき農地全てを効率的に耕作していないことから農地法第3条第2項第1号に該当し、不許可決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成15名、反対2名)

議 長

賛成多数であることから、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について」の受付番号10番から13番は許可決定、受付番号14番は不許可決定といたします。

続きまして、日程第3、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

6ページをお願いします。受付番号82番から8ページ89番の8件の申請です。6ページ受付番号82番から84番までは分家住宅の建築です。7ページ85番は専用住宅の建築、86番は店舗の建築、8ページ87番は進入路として利用するもの、88番は駐車場として利用するもの、89番は仮設現場事務所及び駐車場の一時転用申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、6ページ受付番号82番から8ページ87番までにつきましては、街区に占める宅地の割合が40%以上であるので第3種農地と判断されます。受付番号88番の申請につきましては、第2種農地と判断されます。なお、受付番号に※がございます86番と88番につきましては、2月の農業委員会で農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号88番につきましては、申請者は、現在住所地に本社を置き、昭和48年の創業より電機用品の製作販売業を営んでおります。現在借りている駐車場を返却しなければならなくなったため、駐車場の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は申請目的に叶った土地を探した結果、今回申請する土地を新たに取得し、従業員駐車場の設置を計画しました。申請地は本社工場に隣接しており、土地の利用上及び防犯上最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。

許可できると判断されます。以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第4、議案第29号「農地転用事業計画変更承認申請書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

10ページをお願いします。受付番号1番は持分の変更を事由とした事業計画の変更です。

この申請は5月の総会議案に諮られた案件ではありますが、その後、金融機関の融資の関係上、持分を単独ではなく、夫婦で持つようになったものです。目的に変更は無く、持分の変更はやむを得ないと判断します。

説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第29号「農地転用事業計画変更承認申請書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第5、議案第30号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請書承認決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

12ページをお願いします。整理番号3-1、3-2は上段の■■■■さんが江南市に後飛保町の畑1,372㎡を貸して、次に下段で江南市が■■■■さんから借りた畑を、■■■■さんに転貸し、市民農園として開園するものです。この申請の契約期間につきましては、平成33年7月31日となっております。

この市民農園は、コンビニエンスストアで多く使われている、フランチャイズ制の形を取っており、株式会社■■■■が開設者である■■■■さんへサポートし■■■■さんが農園の管理・運営をする仕組みとなっております。利用者は、カルチャースクールに通う様に、手ぶらで来て有機農業体験ができる事や、開設者による栽培指導が行われることが、江南市が運営している市民菜園にはない付加価値となって、江南市の市民菜園入園料の年2,000円に対して、年66,000円と高額ですが、顧客の住み分けが図られています。

農園の場所及び園内配置の予定としまして、次の差込ページをごらんください。15㎡の区画が57区画、ぼかしを使う堆肥場、資材置場、簡易トイレ、ビニールハウス等が設置されます。水源については、畑かんから補給された給水タンクを利用し、ビニールハウスは、育苗スペースや雨の日の栽培指導に使われる様です。また、周りの農地と干渉しない様に、木製柵及び離隔を取っております。

なお、利用者が通園に使われる車については、農園内や路上への駐車は遠慮いただいている関係で、近隣で利用者の数に応じた駐車スペースの確保をするそうです。

説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりましたが、今回の案件につきましては、江南市として初めての民間による市民菜園となります。

そして開園にあたっては、農地の使用貸借権及び賃貸借が行われることから、農地法第3条の事務取扱規程を準用し、地域農業委員4名の方に事前に事情聴取を実施していただきました。各委員からその状況を発表していただきます。

それでは、堀場委員、小沢委員、岩井委員、永井委員、よろしく申し上げます。

小沢委員

7月12日に事情聴取を実施しました。事務局の説明のとおり、年間66,000円という利用料が少し心配ですが、道具を持たず日帰りで農業

を体験できることが売りで、収穫祭等利用者と周辺住民との交流も企画したいとのことです。開設者は3年前から農業を始め、自身が体験した農業の魅力を多くの人に伝えたいということで、非常に熱意を持っていました。

堀場委員

面談した印象としてやる気があり、非常に前向きですのでこの調子で頑張ってもらいたいです。

永井委員

株式会社■■■■の本社は京都府にあり、全国に同様の農園を持っており、農業学校のような事業も運営しているとのことです。ちなみに県内では春日井市等で前例があり、市内には一つしか農園を作れない決まりがあるそうです。

利用料の問題から江南市内で借り手が現れるか心配ですが、責任を持って頑張ってもらいたいということを伝えました。

岩井委員

会社である以上利益を上げなければならないのが難しいですが、申請地周辺は耕作放棄地であるため、草を生やさないよう管理をして欲しいです。

議 長

それでは今回の案件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第30号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請書承認決定について」を承認決定いたします。

続きまして、日程第6、議案第31号「江南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（仮称）意見決定について」を議題いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

14ページをお願いします。第1条に条例の趣旨、第2条に農業委員の定数として10人、第3条に推進委員の定数として7人を挙げております。施行日については今後附則にて示されますが、平成29年7月20日を予定しております。農業委員については、「各地区からの推薦」「団体等からの推薦」「一般募集」に基づき、市議会の同意の上、市長が任命します。また、推進委員については、各地区からの推薦を元に、農業委員会が委嘱することになります。

説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、議案第31号「江南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（仮称）意見決定について」を承認決定いたします。

続きまして、日程第7、「諸般の報告」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

16ページ①でございます。受付番号42番から17ページ49番までの8件の届出です。全ての届出につきまして、権利の種類は所有権で、権利を取得した事由としまして相続でございます。

18ページ②でございます。受付番号6番でございます。転用計画としまして、共同住宅を1棟建築するものでございます。

19ページ③でございます。受付番号31番から20ページ36番までの6件の届出です。受付番号31番は、所有権を移転し、宅地として分譲するもの、32番は、賃借権で店舗の駐車場として利用しているもの、33番は境内地及び参拝者駐車場として利用しているもの、20ページ34番から36番までは、所有権を移転し、住宅を建築するものでございます。

21ページ④でございます。受付番号9番から23ページ13番までの5件でございます。9番については、願出土地の和田町に居宅・作業所及び車庫が現在あり、10番については、願出土地の前野町に物置が現在あり、22ページ11番については、願出土地の前野町に居宅及び作業所が現在あり、12番については、願出土地の小杵町に居宅・物置及び車庫が現在あり、23ページ13番については、願出土地の寄木町に居宅及び物置が現在あり、現況が農地以外であることを証明するものであります。

24ページ⑤でございます。受付番号1番の1件でございます。該当地は高屋町の畑274㎡を平成28年5月に受理し転用する予定でありましたが、願出者の都合により受理の取消を行ったものです。説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

無いようですので、続きまして、日程第8、「その他」に移ります。事務局何かありますか。

事務局

まず1点目ですが、平成28年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の通知についてです。ご参加頂きます様よろしくお願いいたします。

2点目ですが、農地利用状況調査の依頼についてです。担当よりご説明申し上げます。

(担当より説明)

3点目ですが、次回の予定は、8月16日（火）午後1時30分から場所は市民文化会館 特別会議室でございます。

以上です。